

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	4	担当課	医療対策課
法令名	臨床検査技師等に関する法律施行規則	根拠条項	第19条 第1項	許認可等 の内容	登録証明書の再交付申請
<p>臨床検査技師等に関する法律施行規則 (昭和三十三年七月二十一日 厚生省令第二十四号)</p> <p>(登録証明書の再交付の申請)</p> <p>第十九条 衛生検査所の開設者は、衛生検査所の登録証明書を破り、よごし、又は失つたときは、その再交付を申請することができる。</p> <p>2 前項の申請は、様式第十一による申請書とその衛生検査所の所在地の都道府県知事に提出することによつて行うものとする。この場合においては、破り、又はよごした衛生検査所の登録証明書を、申請書に添えなければならない。</p> <p>3 衛生検査所の開設者は、衛生検査所の登録証明書の再交付を受けた後、失つた衛生検査所の登録証明書を発見したときは、直ちにこれをその衛生検査所の所在地の都道府県知事に返納しなければならない。</p>					